

5月20日開催第1回総合計画審議会説明事項の補足

1 前回事前送付していた「白石町総合計画(後期基本計画)」について

総合計画とはこのようなものと、参考にさせていただくために、会議開催通知送付時に同封したものです。当初第1回審議会の際にこの内容を説明する予定でしたが、時間の都合で省略してしまいました。分かりにくくて申し訳ありませんでした。

現行計画は、1ページ～10ページが基本構想、11ページ以降が基本計画です。今後の審議で参考にしたりします。

2 総合計画の策定手順

(1)町長が審議会に対して、総合計画の策定に必要な調査と審議を諮問(意見を求めること)します。

(2)前回の資料別紙6-1の4ページに記載しているとおり、今年度作成する「第2次白石町総合計画」(2次総)は、現行計画を基本とします。

(3)まずは策定委員会(役場各課)で現行計画の検証を行い、達成項目、未達成項目の確認を行います。

(4)町民、小中学生アンケートを行います。

(5)総合計画期間における人口の予測と目標を設定を行います。

(6)役場の策定委員会で(2)～(4)の結果や法制度、社会情勢、町長と語る会の結果、町長の政策などに基づく総合計画の原案を作り、審議会に提案します。

→基本的には役場で作った計画原案(たたき台)に対して、町民の意見を反映したのものとなっているか、目指している方向性は適正であるか等について町民としての立場や皆さんが所属していられる団体の立場から意見を述べていただきます。また、資料が必要であれば事務局や策定委員会に対して提出を求めることができます。

→計画原案(たたき台)は作成中で、10月頃にお示しする予定です。

(7)審議会の審議内容は、出席委員の多数決により決定します。

(8)計画案が審議会の意見に沿わない場合は、再度策定委員会で検討し直し、審議会へ提案します。

(9)(6)～(8)の作業を繰り返して、全体計画案を作ります。

(10)最終的に全体計画案を、町長に答申していただきます。

(11)町長は平成27年3月の町議会に総合計画案を提案します。

(12)町議会で審議されます。

※策定中途でも段階的に町議会へ報告し、御意見をいただきます。